

市登録事業者（建設工事の部）の皆様へ

令和3年3月25日

総合評価方式の対象工事等の見直しについて

本市では、東日本大震災からの早期復旧・復興を図る観点から円滑な工事の施工に資するため、時限措置を設けた入札・契約制度の取扱いを実施しておりましたが、令和3年3月31日をもって終了いたします。

これに伴い、一般競争入札における総合評価方式については、対象工事等を次のとおり改正をしたうえで実施することとなりましたので、お知らせします。

1 制度改正について

(1) 対象工事の改正

これまで、設計金額 5,000 万円以上の一般競争入札を行う建設工事を一律対象工事としていたが、「設計金額が 5,000 万円以上の一般競争入札のものうち、総合評価方式の適用が必要であると認めたもの」と改める。

(2) 評価項目の改正

次のとおり、評価項目を追加する。

大項目	追加する評価項目	配点
企業の技術力	建設キャリアアップシステムの利用	1点
地域貢献等	ふくしま健康経営優良事業所認定の取得	1点
品質確保等の確実性	低入札調査基準価格以上の応札	5点
(旧：施工計画の適切性)	施工計画の適切性	5点

2 実施時期について

令和3年4月1日から実施します。